

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
27年－26 (27.9.11)	議 会	<p>陳情の上程・委員会付託に係る基準について</p> <p>▶理由</p> <p>(1) 議運で示された基準案</p> <p>①違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの（不当要求行為に類するものを含む）</p> <p>②係争中の裁判事件に関するもの等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの</p> <p>③法人もしくは個人の名誉を毀損するおそれのあるもの又は個人の秘密を暴露するもの</p> <p>④県の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの又は県の組織編制に関するもの</p> <p>⑤議会（議員）自身に関して定める条例、規則等又は議会が行う事業に関する意見・要望に類するもの</p> <p>⑥議案の慎重審議又は議案に係る議決の見直しを求めるもの</p> <p>⑦その他議会の審議になじまないと認められるもの</p> <p>(2) 基準案に対する請願者の見解</p> <p>①については、当然のことであるので、記載しても差し支えない。</p> <p>②は、趣旨を理解できなくはないが、裁判関係だと、県民が議会に何もいえないというのはおかしい気がするし、裁判に関して議会に陳情するのは、そもそも司法権の独立を侵すものではない。例えば県が対個人で争う訴訟について、県にその請求を認めるように求める第三者からの陳情というのは、ありうるはずである。仮に、「当事者の判断に委ねられるべき」とするならわからなくはないが、この場合でも、県民の負託を受けた議会として、何らかの意見を示すことはありうるはずである。</p> <p>③は、法人（県も法人格を有する団体）の名誉毀損だと言えば、何でも陳情上程の対象外というのは違和感。もし個人の秘密に関わるものであれば秘密会を開けばいいし、「名誉毀損」</p>	<p>足羽 佑太 (倉吉市)</p> <p>(紹介議員) 市谷 知子 錦 織陽子</p>

の定義があいまいで、「県の名誉毀損だ」などと言えば、上程されるべき陳情すら、恣意的に上程されなくなる恐れもある。

④は、執行部や人事委員会にある人事権云々ということで、理解できなくもない。ただ、憲法第 16 条には、公務員の罷免等についても請願の対象になるとされており、もし、議会が当該人物について「問題だ」「異動させるべき」「首を切るべき」と考えた場合、仮に最終的な決定権が執行部にあるのだとしても、執行部に対し、あくまで意見として、改善を求めることはありうるはずである。陳情を出した個人の気持ちになって考えると、本人が直接執行部に出すより、議会の箔を付けた方が有効であるという意図なのだと思う。

⑤は、自律権という名のもとに、議会への陳情が、上程の対象外というのは、どうも違和感がある。実際、他の議会では、例えば議会報告会を求める陳情などが上程されているケースもある。県民が、例えば議員報酬の削減を求める陳情のように、議会にとって都合の悪い陳情を出した場合「参考にします」だけでは、永遠に議論されないことも起こりうる。ゆえに、本会議上程・委員会付託して、県民の前にどのような陳情が出されたかを明らかにし、公開の場で議論することが重要なのだろう。

⑥は、これが一番の問題であって、これを禁止すると「では何のための陳情制度なのか」となる。県が予算審議し、もう決まってしまった議案は、県民が再考を求められないことになるからである。

⑦は、このようなあいまいな基準を入れると、議会ないし議長長の「恣意的な」判断によって、上程されるべき陳情が上程されない危険性があり、不当である。

第三 結語

上記、趣旨及び理由に記載のとおり、本基準は、憲法第 16 条に定める請願権の重要性を考えると不当であり、全部不服であるので、施行しないことを求める。もし、仮に上程しないものについても、上程されなかった県民の陳情を、「県議会だより」やインターネット上などで公表し、陳情の本文や上程拒否の理由を明らかにし、県民の知る権利を担保すべきである。